

意見書案第3号

新型コロナウイルスワクチンの正確な情報や懸念について国民に十分な
周知を行うことを求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり
提出する。

令和6年9月27日提出

提出者 綾瀬市議会議員 成田龍二
賛成者 同 岡 徳行
同 同 越川好昭

新型コロナワイルスワクチンの正確な情報や懸念について国民に十分な周知を行うことを求める意見書

国民の生命や健康を脅かした新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更となり、感染症として危険性が最も低い分類とされた。令和6年10月より、65歳以上において新型コロナウイルス感染症の定期接種が始まろうとしている。新型コロナウイルスは変異を繰り返し感染した場合の重症化率は低くなっているが、厚労省資料で示された新型コロナウイルス感染症の重症化率は令和4年8月時点での季節性インフルエンザを下回っている。その後も変異を繰り返している新型コロナウイルスについて、ワクチンで選択するウイルス株も実際のウイルスの変異に追いついていない現状がある。また、上気道からの感染の場合、感染の防御は粘膜免疫で行われ、ワクチンで生成された抗体による防御はあまり有効ではないともされる。

新型コロナワクチンは予防接種健康被害救済制度において、令和6年7月31日現在、申請件数11,645件、認定件数7,835件、認定件数のうち、死亡一時金または葬祭料が747件、障害年金103件、障害児養育年金1件となっている。平成21年から申請受付が始まったインフルエンザワクチンの予防接種健康被害救済制度の申請状況においては令和3年末時点で認定件数191件、うち、死亡一時金または遺族年金等25件、障害年金27件、障害児養育年金0件と、3年余りでインフルエンザワクチンの健康被害を大きく上回っている。ウイルスが変異を繰り返し、重症化率が低下した今、感染のリスクに対し新型コロナワクチンの安全性の担保が不十分である。

また、国民が感染症対策と予防接種について適切に判断を行うためには、感染症に対する多面的な情報、ワクチンの不都合な反応も含めた多面的な人体への影響、ワクチンの多面的な実証実験の結果について、政府及び国会は国民に対し十分な情報提供を行うべきである。

よって、国においては、新型コロナワクチンに関して、次の事項を実施するよう強く要望する。

1　自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）が人体に及ぼす懸念につい

ても、国民に対し十分な情報提供を行うこと。

- 2 新型コロナワイルスワクチン接種者の接種後の健康被害状況、新型コロナワイルスへの感染状況を調査し公表すること。
- 3 副反応疑い報告制度の報告方法や、予防接種健康被害救済制度の利用方法について、本人や保護者が理解できるよう十分な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

綾瀬市議会議長 古市 正

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

(提案理由)

新型コロナワクチンの定期接種が始まるに当たり、個人の重症化予防が目的となる接種は最終的には個人の意思判断に基づくものであり、適切に判断を行うには十分な情報提供が必要になる。よって、感染症に対する多面的な情報並びにワクチンの多面的な実証実験の結果及び多面的な人体への影響について、国民に対し十分な情報提供を行うことを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。